■鵡川むかわ町水害タイムライン試行版（詳細表） 2019.3

【役割記号の凡例】

行動項目
- ◎ 行動の実施を判断し他機関(部署)に指示を出す機関(部署)
- ○ 行動を実施する主体となる機関(部署)
- △ 主体機関と連携して防災行動を支援する機関(部署)

情報項目
- ● 情報を発信・提供する(情報提供元)機関(部署)
- ▲ 情報を受信・受領する(情報提供先)機関(部署)

状況・気象・河川情報 むかわ町意思決定	目安時間	行動目標	行動項目	通し番号	行動細目		特記事項	むかわ町災害対策本部 本部長	統括部総括指揮班	総括部	広報部	情報収集・応急対策部	避難・救護対策部	社会福祉協議会	自治会町内会連合会	消防 鵡川支署	穂別支署	鵡川消防団	穂別消防団	鵡川土地改良区	鵡川農協	とまこまい広域農協	室蘭地方気象台	室蘭開発建設部 治水課	防災対策官	道路整備保全課	苫小牧河川事務所	苫小牧道路事務所	胆振総合振興局 地域創生部	室蘭建管治水課	室蘭建管維持管理課	室蘭建管苫小牧出張所	胆振東部森林管理署	苫小牧警察署	陸上自衛隊第7師団	NTT東日本	北海道電力
気）警報級の可能性(高)	-66h～ -42h	防災体制の構築	むかわ町の体制構築	0-1	行動	各部長・副部長の動向確認				○																											
		防災情報の収集・伝達	気象・水文情報の収集・伝達	0-2	行動	気象・水文情報の収集	警報級の可能性等を確認			○	○					○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
				0-3	情報	気象台への気象予測等の問合せ	必要に応じ町防災担当者から気象台へ電話連絡		●														▲														
				0-4	情報	気象・水文情報等の庁内共有	メールにて		●	▲	▲	▲	▲																								
		ステージ1 立ち上げ																																			
気）台風説明会	-42h	**ステージ移行判断**	気象・水文情報の収集・伝達	1-①	情報	大雨・台風説明会の開催案内			▲							▲	▲						●		▲				▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲
				1-②	行動	大雨・台風説明会参加による気象予測等の収集	説明会参加機関は○		○							○	○								○				○	○	○			○		○	○
				1-③	行動	気象・水文情報の収集	警報級の可能性等を確認			○	○					○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
			ステージ移行の判断・伝達	1-④	行動	ステージ1立ち上げの協議		△	○														○	○													
				1-⑤	行動	ステージ1立ち上げの判断		◎	○																												
				1-⑥	情報	ステージ1立ち上げの周知・伝達	メーリングリストにて一斉配信（自衛隊はTEL）	▲	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
		ステージ1																																			
気）大雨注意報(警報予告)	-42h～ -26h	**防災体制の構築**	むかわ町の体制構築	1-1	行動	各班長・班員の動向確認	支所では管理職会議を実施			○																											
		防災情報の収集・伝達	気象・水文情報の収集・伝達	1-2	行動	気象・水文情報の収集	警報級の可能性等を確認			○	○					○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
				1-3	情報	気象台への気象予測等の問合せ			●														▲														
				1-4	情報	気象・水文情報等の庁内共有	メールにて		●	▲	▲	▲	▲			▲	▲																				
		町内状況の収集・伝達	現地パトロールの準備・実施・報告	1-5	行動	情報収集・応急対策部の部長・副部長協議(本庁)	今後の対応について協議					○																									
				1-6	行動	町穂別支所総括部及び警察・消防による対応協議	総括部の○は穂別支所の総括部 支所に警察(駐在所)・消防穂別支署長・穂別消防団長が参集し協議			○							○		○														○				
				1-7	行動	情報収集・応急対策部各班長への指示・協議	パトロール計画・対応可能な職員の確認					○																									
				1-8	行動	パトロール用車両・資機材の準備	車両への給油を含む			○		△																									
				1-9	行動	パトロール班の編成						○																									
		地域住民の安全確保対策	要配慮者避難の準備・実施	1-10	行動	小中学校への注意喚起	休校等判断、避難の可能性についての予告			△			○																							
		減災行動・水防活動	減災行動・水防活動の準備・実施	1-11	行動	町所有の防災資機材の確認・準備	雨具、保安資機材、通信用無線機、ポンプ、非常用発電機等を含む 【総括部】全般の管理 【情報・応急対策部】現場で使用するもの			○		○																									
				1-12	行動	水防活動用の公用車の確保	車両への給油を含む			○																											
				1-13	行動	建設協会に防災資機材在庫の確認						○																									
				1-14	行動	リース業者にポンプ・発電機・車両等の在庫確認・必要に応じて発注	出動可能な設備・備品を確認					○																									
				1-15	行動	水害対応用土のうの確保	業者への土のう作成準備の指示を含む			◎		○																									
				1-16	行動	工事現場への注意喚起	工事箇所の有無により判断					○															○	○			○	○				
			関係機関・団体との連携調整	1-17	行動	農業分野関係機関による協議・調整						○								○	○	○															
				1-18	情報	農業分野関係機関に気象情報・技術情報を伝達	FAXにより伝達					●									▲	▲															

■鵡川むかわ町水害タイムライン試行版（詳細表） 2019.3

【役割記号の凡例】

行動項目
- ◎ 行動の実施を判断し他機関(部署)に指示を出す機関(部署)
- ○ 行動を実施する主体となる機関(部署)
- △ 主体機関と連携して防災行動を支援する機関(部署)

情報項目
- ● 情報を発信・提供する(情報提供元)機関(部署)
- ▲ 情報を受信・受領する(情報提供先)機関(部署)

状況・気象・河川情報 むかわ町意思決定	目安時間	行動目標	行動項目	通し番号	行動細目		特記事項	むかわ町災害対策本部 本部長	統括部総括指揮班	総括部	広報部	情報収集・応急対策部	避難・救護対策部	社会福祉協議会	自治会町内会連合会	消防 鵡川支署	穂別支署	鵡川消防団	穂別消防団	鵡川土地改良区	鵡川農協	とまこまい広域農協	室蘭地方気象台	室蘭開発建設部 治水課	防災対策官	道路整備保全課	苫小牧河川事務所	苫小牧道路事務所	胆振総合振興局 地域創生部	室蘭建管治水課	室蘭建管維持管理課	室蘭建管苫小牧出張所	胆振東部森林管理署	苫小牧警察署	陸上自衛隊第7師団	NTT東日本	北海道電力
		ステージ2 切り替え																																			
気）大雨警報(浸水)	-26h	ステージ移行判断	気象・水文情報の発表	2-①	情報	大雨警報(浸水)の発表			▲							▲	▲						●	▲	▲	▲	▲	▲	▲					▲			
			気象・水文情報の収集・伝達	2-②	行動	気象・水文情報の収集	気象庁危険度分布等を確認			○	○					○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
			ステージ移行の判断・伝達	2-③	行動	ステージ2移行の協議		△	○														○	○													
				2-④	行動	ステージ2移行の判断		◎	○																												
				2-⑤	情報	ステージ2移行の周知・伝達	メーリングリストにて一斉送信（自衛隊はTEL）	▲	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
		ステージ2																																			
町）第1非常配備 気）大雨警報(土砂)	-26h～ -19h	防災体制の構築	むかわ町の体制構築	2-1	行動	むかわ町第1非常配備の判断・指示	大雨警報の発表により判断 防災担当、情報収集・応急対策部長が参集	◎	○			○																									
				2-2	行動	部長・副部長会議の開催	支所はTV会議による 穂別支所では警察(駐在所)・消防穂別支署長・穂別消防団長が支所に参集	○	○	○	○	○	○				○		○														○			
				2-3	行動	本庁・支所間で情報・災害対応の認識の共有	本庁総括部と支所総括部間で必要に応じて随時実施			○																											
				2-4	行動	情報共有用のホワイトボード設置				○																											
			関係機関等との連携体制の構築	2-5	情報	土地改良区への注意喚起						●								▲																	
				2-6	情報	農協への注意喚起						●									▲	▲															
				2-7	行動	自治会町内会との連絡体制の確認			○						△																						
				2-8	情報	むかわ町第1非常配備の関係機関への伝達	北海道防災情報システム～コモンズ連携を活用 ※関係機関はできるだけ道防災情報システムに登録		●							▲	▲									▲		▲				▲	▲			
				2-9	行動	関係機関の防災体制の確認・集約			△																			○		△							
		防災情報の収集・伝達	気象・水文情報の収集・伝達	2-10	行動	気象・水文情報の収集	気象庁危険度分布、川の防災情報等を確認			○	○					○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
				2-11	情報	気象台への気象予測等の問合せ	状況に応じ町防災担当者から気象台へ電話連絡		●														▲														
				2-12	情報	町防災担当者への解説・助言	状況に応じ気象台から町防災担当者へ電話連絡		▲														●														
				2-13	情報	気象・水文情報等の庁内共有	メールにて		●	▲	▲	▲	▲			▲	▲																				
		町内状況の収集・伝達	現地パトロールの準備・実施・報告	2-14	行動	現地パトロール	農業分野、道路・橋梁、直轄河川以外の河川等、急傾斜地等崩壊危険区域、ダムの状況（必要に応じて）等		◎			○				○	○			○	○	○															
				2-15	情報	パトロール結果の報告	被害情報の報告を含む		▲			●				●	●																				
			住民の通報・問合せ対応	2-16	行動	住民からの通報の対応	情報の内容により他部に発信する			△	○	△																									
				2-17	行動	住民からの問合せへの対応	問合せの内容により他部に発信する			△	○																										
		避難所の確保・対応	自主避難場所の開設	2-18	行動	自主避難のための避難場所の開設の判断・指示	時間帯により判断	◎	○				△																								
				2-19	行動	自主避難のための避難場所の準備・開設	開設場所に避難・救護対策部から職員を派遣						○																									
			自主避難場所開設の周知・伝達	2-20	行動	住民等への自主避難場所開設の周知・伝達	同報無線、自治会町内会への連絡により実施		◎		○		△		△																							
				2-21	情報	自主避難場所開設に関する北海道防災情報システムへの登録			○																													
			避難所開設の準備	2-22	行動	派遣職員の配置計画	避難・救護対策部が派遣職員の選定・確保を行い、総括部に報告する			△			○																									
				2-23	情報	非常食・飲料水・毛布等の配分に関する指示				●			▲																									
				2-24	行動	避難所用の物品等の準備・手配							○																									
		地域住民の安全確保対策	住民への防災・避難等広報の準備・実施	2-25	行動	広報重点地域・広報ルートの確認・配置	被災常襲地を共有し避難困難者を先に整理				○																										
				2-26	行動	広報用車両の確保	公用車4台、車両用無線機の確保含む				○																										
				2-27	行動	広報人員の確認・車両配置計画	帯庁の事前確認、交代要員の配置等を含む				○																										
				2-28	行動	SNS災害情報伝達システムによる防災情報の広報	（※今後実施の予定）			○																											
				2-29	行動	町内会長・防災マスターへの情報提供FAX				○																											
			要配慮者避難の準備・実施	2-30	行動	小中学校への注意喚起	休校等判断、避難の可能性についての予告			△			○																								
		減災行動・水防活動	減災行動・水防活動の準備・実施	2-31	行動	自機関所有の防災資機材の確認・調達						○				○	○																				
				2-32	行動	出動車両の燃料の確認・給油等の確認	協定先・業者への協力要請					○				○	○																				
				2-33	行動	インフラ設備の復旧に向けた人員・車両・燃料の確保	停電発生予測を前提とする																														○
				2-34	行動	災害時用公衆電話の使用確認	使用できない場合はNTT東日本に連絡			○		○				○	○																		△	
				2-35	行動	建設協会に防災資機材在庫の確認						○																									
				2-36	行動	建設協会の人員配備状況の把握						○																									
				2-37	行動	建設協会への準備の要請						○																									
				2-38	行動	リース業者にポンプ・発電機・車両等の在庫確認・必要に応じて発注	出動可能な設備・備品を確認					○																									
				2-39	行動	内水対応の判断・指示	大雨警報(浸水)の発表により検討開始 総括指揮班→情報収集・応急対策部→建設協会等へ指示	◎	○			△																										
				2-40	行動	土のうの運搬・設置	直轄河川以外の場所に設置			●		○				○	○																				
				2-41	行動	高水敷の占用物の撤去及び注意喚起						○															△										
			関係機関・団体との連携調整	2-42	行動	農業分野関係機関による協議・調整						○								○	○	○															
				2-43	情報	農業分野関係機関に気象情報・技術情報を伝達	FAXにより伝達					●									▲	▲															
			鵡川の河川管理活動	2-44	行動	鵡川の水門等水位観測員に樋門操作可能性についての事前通知	水門等水位観測員が不在時の代替要員の確保を行う																				○										
				2-45	行動	鵡川の樋門操作の警戒体制																					○										
				2-46	行動	鵡川の樋門の操作	逆流時																				○										
				2-47	情報	鵡川の樋門開閉情報の伝達			▲															▲			●										
				2-48	行動	頭首工からの取水停止														○																	
			道路・交通対策	2-49	行動	道路・橋梁のパトロール(町以外の関係機関)																									○		○				
				2-50	行動	冠水道路の通行止めの対応						○																						△			
				2-51	行動	道路通行止めに関する情報の関係機関への情報共有	※関係機関への周知方法は町で継続検討中		○			○																									

■鵡川むかわ町水害タイムライン試行版（詳細表） 2019.3

【役割記号の凡例】

行動項目
- ◎ 行動の実施を判断し他機関(部署)に指示を出す機関(部署)
- ○ 行動を実施する主体となる機関(部署)
- △ 主体機関と連携して防災行動を支援する機関(部署)

情報項目
- ● 情報を発信・提供する(情報提供元)機関(部署)
- ▲ 情報を受信・受領する(情報提供先)機関(部署)

状況・気象・河川情報 むかわ町意思決定	目安時間	行動目標	行動項目	通し番号	行動細目		特記事項	むかわ町災害対策本部 本部長	統括部総括指揮班	総括部	広報部	情報収集・応急対策部	避難・救護対策部	社会福祉協議会	自治会町内会連合会	消防 鵡川支署	穂別支署	鵡川消防団	穂別消防団	鵡川土地改良区	鵡川農協	とまこまい広域農協	室蘭地方気象台	室蘭開発建設部 治水課	防災対策官	道路整備保全課	苫小牧河川事務所	苫小牧道路事務所	胆振総合振興局 地域創生部	室蘭建管治水課	室蘭建管維持管理課	室蘭建管苫小牧出張所	胆振東部森林管理署	苫小牧警察署	陸上自衛隊第7師団	NTT東日本	北海道電力
		ステージ3 切り替え																																			
■水防団待機水位(鵡川)超過 開）水防警報(待機)〔鵡川〕	-19h	ステージ移行判断	気象・水文情報の発表	3-①	情報	水防警報(待機)〔鵡川〕の発表			▲														▲	●	▲		▲		▲		▲			▲	▲		
				3-②	情報	水防警報(待機)〔鵡川〕の発表の伝達			▲																				●		▲			▲	▲		
			気象・水文情報の収集・伝達	3-③	情報	水位予測計算の実施・情報提供			▲														▲	●	▲		▲										
			ステージ移行の判断・伝達	3-④	行動	ステージ3移行の判断		◎	○														△	△													
				3-⑤	情報	ステージ3移行の周知・伝達	メーリングリストにて一斉送信（自衛隊はTEL）	▲	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
		ステージ3																																			
町）第2非常配備 町）災害対策本部準備 気）大雨警報(土砂) 開）水防警報(準備)〔鵡川〕	-19h～ -9h	防災体制の構築	むかわ町の体制構築	3-1	行動	むかわ町第2非常配備の判断・指示	水防団待機水位を超過しさらに水位上昇が予想される場合に判断 情報収集・応急対策部全職員、各部長・副部長が参集 穂別地区は穂別水位観測所の水位により対応	◎	○	○	○	○	○																									
				3-2	行動	部長・副部長会議の開催	支所はTV会議による 穂別支所では警察(駐在所)・消防穂別支署長・穂別消防団長が支所に参集	○	○	○	○	○	○				○		○															○			
				3-3	行動	本庁・支所間で情報・災害対応の認識の共有	本庁総括部と支所総括部間で必要に応じて随時実施			○																											
				3-4	行動	むかわ町災害対策本部の設置準備	対策本部用防災無線の設置等		○	○																											
				3-5	行動	職員間の連絡手段の確認・準備	防災無線・携帯電話等			○																											
				3-6	行動	対応職員用の食糧の買い出し				○																											
			関係機関等との連携体制の構築	3-7	行動	消防・警察・自衛隊との情報共有	電話により担当者間で実施			○						○	○																	○	○		
				3-8	行動	消防との協議・調整	出動の準備、機械・装備の点検、消防団招集範囲等			○						○	○																				
				3-9	行動	消防に堤防パトロールの点検場所の指示				○						△	△																				
				3-10	情報	むかわ町第2非常配備の関係機関への伝達	北海道防災情報システム～コモンズ連携を活用 ※関係機関はできるだけ道防災情報システムに登録		●							▲	▲									▲		▲						▲	▲		
				3-11	行動	関係機関の防災体制の確認・集約			△																				○		△						
			連絡員・応援人員の調整・派遣	3-12	行動	リエゾン・連絡員派遣を要請	※大規模な災害が見込まれる場合等状況に応じて実施 開発局(室蘭開建防災対策官)・北海道(胆振総合振興局地域創生部)へ要請	◎	○														△	△				△									
		防災情報の収集・伝達	気象・水文情報の収集・伝達	3-13	行動	気象・水文情報の収集	気象庁危険度分布、川の防災情報等を確認			○	○					○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
				3-14	情報	気象台・室蘭開建への気象・水位予測等の問合せ	必要に応じ町防災担当者～気象台へ電話連絡		●														▲	▲														
				3-15	情報	町防災担当者への解説・助言	必要に応じ気象台～町防災担当者へ電話連絡		▲														●															
				3-16	情報	気象・水文情報等の庁内共有	メールにて		●	▲	▲	▲	▲			▲	▲																				
		町内状況の収集・伝達	現地パトロールの準備・実施・報告	3-17	行動	現地パトロール	農業分野、道路・橋梁、直轄河川以外の河川等、急傾斜地等崩壊危険区域、ダムの状況（必要に応じて）等		◎			○				○	○			○	○	○														
				3-18	情報	パトロール結果の報告			▲			●				●	●																				
				3-19	情報	被害等発見時の状況報告	町情報収集・応急対策部、消防支署、警察署→町総括指揮班へ 苫小牧道路事務所→室建本部道路整備保全課へ 建管苫小牧出張所→建管本部維持管理課へ		▲			●				●	●								▲		●			▲	●		●				
				3-20	情報	関係機関への被災状況の伝達	状況により実施 リエゾンが派遣されていない場合に実施		●															▲					▲								
			地域・自治会等からの情報収集	3-21	行動	地域・自治会からの現地情報の収集				○					△																						
			住民通報・問合せ対応・報告	3-22	行動	住民からの通報の対応	情報の内容により他部に発信する			△	○	△																									
				3-23	行動	住民からの問合せへの対応	問合せの内容により他部に発信する			△	○																										
			報道機関の取材等の対応	3-24	行動	広報素材の作成・確認	本部との調整により実施		△	△	○																										
				3-25	行動	報道機関の取材等対応					○																										
		避難所の確保・対応	自主避難所の開設	3-26	行動	自主避難のための避難所開設の判断・指示	前ステージで実施していない場合	◎	○				△																								
				3-27	行動	自主避難のための避難所の準備・開設	前ステージで実施していない場合 開設場所に避難・救護対策部から職員を派遣						○																									
			自主避難所開設の周知・伝達	3-28	行動	住民等への自主避難所開設の周知・伝達	前ステージで実施していない場合 同報無線、自治会町内会への連絡により実施		◎		○		△		△																							
				3-29	情報	自主避難所開設に関する北海道防災情報システムへの登録	※関係機関はできるだけ道防災情報システムに登録		○																													
			避難所開設の準備	3-30	行動	派遣職員の配置計画	避難・救護対策部が派遣職員の選定・確保を行い、総括部に報告する			△			○																								
				3-31	行動	避難所施設の利用状況の確認	使用されている場合の対応検討を含む		△				○																								
				3-32	情報	非常食・飲料水・毛布等の配分に関する指示				●			▲																								
				3-33	行動	避難所用の物品等の準備・手配							○																								
		地域住民の安全確保対策	住民への防災・避難等広報の準備・実施	3-34	行動	消防との広報地域の割り振り					○					○	○	△	△																	
				3-35	行動	防災行政無線による広報（勧告・指示）放送準備			○																												
				3-36	行動	避難情報の発令に伴うエリアメール発信準備			○																												
				3-37	行動	SNS災害情報伝達システムによる防災情報の広報	（今後実施の予定）			○																											
				3-38	行動	町内会長・防災マスターへの情報提供FAX				○																											
			要配慮者避難の準備・実施	3-39	行動	小中学校の休校等の判断・対応	学校等との調整、保育所・児童クラブの開設を含む			△			○																								
				3-40	行動	要配慮者利用施設への注意喚起	避難の可能性についての予告						○	△	△																						
				3-41	行動	要支援者名簿の確認	名簿により避難支援者の確認を行う		◎				○	△	△	△	△																				
		減災行動・水防活動	減災行動・水防活動の準備・実施	3-42	行動	庁舎の発電機・排水ポンプ確認				○																										
				3-43	行動	建設機械の出動要請						○																									
				3-44	行動	建設協会へ出動指示	状況によりリース業者への出動指示を含む					○																									
				3-45	行動	内水対応の判断・指示	総括指揮班→情報収集・応急対策部→建設協会等へ指示	◎	○			△																									
				3-46	行動	土のうの運搬・設置	設置は直轄河川以外の河川等			●		○				○	○																				
			関係機関・団体との連携調整	3-47	行動	農業分野関係機関による協議・調整						○								○	○	○															
				3-48	情報	農業分野関係機関に気象情報・技術情報を伝達	FAXにより伝達					●									▲	▲															
				3-49	情報	危険個所への応急対策の支援要請			●							▲	▲																				
				3-50	情報	開発局に対する災害対策用機械の出動及び水防活動への協力要請	必要に応じて開発局に要請		●														▲	▲			▲										
			鵡川の河川管理活動	3-51	行動	鵡川の樋門操作の警戒体制																					○										
				3-52	行動	鵡川の樋門の操作	逆流時																				○										
				3-53	情報	鵡川の樋門開閉情報の伝達			▲														▲				●										
			道路・交通対策	3-54	行動	道路・橋梁のパトロール（町以外の関係機関）																				△		○			○		○				
				3-55	行動	冠水道路の通行止めの対応						○																○			○		△				
				3-56	行動	道路通行止めに関する情報の関係機関への情報共有	※関係機関への周知方法は町で継続検討中		○			○																										
				3-57	情報	国道通行止めの伝達	状況に応じて実施・Faxを活用		▲			▲				▲	▲							▲	●		▲	▲		▲	▲	▲	▲				▲
				3-58	情報	道道通行止めの伝達	状況に応じて実施・Faxを活用		▲			▲				▲	▲							▲	▲		▲	▲		▲	●	▲	▲		▲	▲
				3-59	情報	町道通行止めの伝達	状況に応じて実施・Telを活用		▲			●				▲	▲							▲	▲			▲			▲	▲	▲			
				3-60	行動	交通規制等道路交通情報の収集	自衛隊は状況により実施		○			○				○	○	△	△					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				3-61	行動	住民等への道路・交通情報の周知・誘導	必要に応じて随時実施 町は規制箇所の現地にて住民に周知・誘導を行う					○																										
				3-62	行動	報道機関への道路交通情報の伝達	必要に応じて随時実施				○																										

■鵡川むかわ町水害タイムライン試行版（詳細表） 2019.3

【役割記号の凡例】

行動項目
- ◎ 行動の実施を判断し他機関(部署)に指示を出す機関(部署)
- ○ 行動を実施する主体となる機関(部署)
- △ 主体機関と連携して防災行動を支援する機関(部署)

情報項目
- ● 情報を発信・提供する(情報提供元)機関(部署)
- ▲ 情報を受信・受領する(情報提供先)機関(部署)

状況・気象・河川情報 むかわ町意思決定	目安時間	行動目標	行動項目	通し番号	行動細目		特記事項	むかわ町災害対策本部 本部長	統括部総括指揮班	総括部	広報部	情報収集・応急対策部	避難・救護対策部	社会福祉協議会	自治会町内会連合会	消防 鵡川支署	穂別支署	鵡川消防団	穂別消防団	鵡川土地改良区	鵡川農協	とまこまい広域農協	室蘭地方気象台	室蘭開発建設部 治水課	防災対策官	道路整備保全課	苫小牧河川事務所	苫小牧道路事務所	胆振総合振興局 地域創生部	室蘭建管治水課	室蘭建管維持管理課	室蘭建管苫小牧出張所	胆振東部森林管理署	苫小牧警察署	陸上自衛隊第7師団	NTT東日本	北海道電力
		ステージ4 切り替え																																			
■氾濫注意水位(鵡川)超過 開/気)氾濫注意情報〔鵡川〕	-9h	ステージ移行判断	気象・水文情報の発表	4-①	情報	氾濫注意情報〔鵡川〕の発表			▲														●	●	▲		▲		▲								
			気象・水文情報の収集・伝達	4-②	情報	水位予測計算の実施・情報提供			▲														▲	●	▲		▲										
			ステージ移行の判断・伝達	4-③	行動	ステージ4移行の判断		◎	○														△	△													
				4-④	情報	ステージ4移行の周知・伝達	メーリングリストにて一斉送信（自衛隊はTEL）	▲	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
		ステージ4																																			
町）第3非常配備 町）災害対策本部設置 町）避難所の開設 町）避難準備・高齢者等避難開始発令 気/道）土砂災害警戒情報 町）避難勧告発令(土砂災害警戒区域)	-9h～ -5h	防災体制の構築	むかわ町の体制構築	4-1	行動	むかわ町第3非常配備の判断・指示	氾濫注意水位を超過しさらに水位上昇が予想される場合に判断 / 全職員が参集 穂別地区は穂別水位観測所の水位により対応	◎	○	○	○	○	○																								
				4-2	行動	むかわ町災害対策本部の設置		◎	○																												
			関係機関等との連携体制の構築	4-3	情報	むかわ町第3非常配備の関係機関への伝達	北海道防災情報システム～コモンズ連携 ※関係機関はできるだけ道防災情報システムに登録		●							▲	▲									▲		▲				▲	▲					
				4-4	情報	むかわ町災害対策本部設置の関係機関への伝達	北海道防災情報システム～コモンズ連携 ※関係機関はできるだけ道防災情報システムに登録		●							▲	▲									▲		▲				▲	▲					
				4-5	行動	関係機関の防災体制の確認・集約			△																				○					○				
			連絡員・応援人員の調整・派遣	4-6	行動	リエゾン・連絡員派遣を要請	前ステージで実施していない場合 開発局(室蘭開建防災対策官)・北海道(胆振総合振興局地域創生部)へ要請	◎	○															△	△			△											
				4-7	行動	リエゾン・連絡員を派遣	前ステージで実施していない場合																○	○	○				○									
		防災情報の収集・伝達	ホットラインの実施	4-8	行動	ホットライン（気象台長・町長）	氾濫注意水位の超過により	○															○														
			気象・水文情報の収集・伝達	4-9	行動	気象・水文情報の収集	気象庁危険度分布、川の防災情報等を確認			○	○					○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
				4-10	情報	気象台・室蘭開建への気象・水位予測等の問合せ	開発局より6時間水位予測あり		●														▲	▲													
				4-11	情報	町防災担当者への解説・助言	必要に応じ気象台～町防災担当者へ電話連絡		▲														●														
		町内状況の収集・伝達	現地パトロールの準備・実施・報告	4-12	行動	現地パトロール	農業分野、道路・橋梁、直轄河川以外の河川等、急傾斜地等崩壊危険区域、ダムの状況（必要に応じて）等		◎	○		○				○	○			○	○	○												○				
				4-13	情報	パトロール結果の報告			▲			●				●	●																				
				4-14	情報	被害等発見時の状況報告	町情報収集・応急対策部、消防支署、警察署→町総括指揮班へ 苫小牧道路事務所→室建本部道路整備保全課へ 建管苫小牧出張所→建管本部維持管理課へ		▲			●				●	●								▲		●			▲	●		●					
				4-15	行動	パトロール班の被害状況による壇員の判断			△			○																									
				4-16	情報	情報収集・応急対策部へ避難ルートの情報伝達					●	▲																										
				4-17	情報	関係機関への被災状況の伝達	状況により実施 リエゾンが派遣されていない場合に実施		●																▲				▲									
			地域・自治会等からの情報収集	4-18	行動	地域・自治会からの現地情報の収集				○					△																						
			住民通報・問合せの対応・報告	4-19	行動	住民からの通報の対応	情報の内容により他部に発信する			△	○	△				△																					
				4-20	行動	住民からの問合せへの対応	問合せの内容により他部に発信する			△	○																										
			報道機関の取材等の対応	4-21	行動	広報素材の作成・確認	本部との調整により実施		△		○																										
				4-22	行動	報道機関の取材等対応					○																										
		避難所の確保・対応	避難所の開設	4-23	行動	対象地区の避難所開設の指示		◎	○				△																								
				4-24	行動	土砂災害警戒区域の避難所開設の指示		◎	○				△																								
				4-25	行動	避難所の鍵管理者への開設の要請							○																								
				4-26	行動	各避難所への職員の派遣							○																								
				4-27	行動	職員派遣による避難ルート・避難所の安全確認							○																								
				4-28	行動	避難所の環境整備	通信手段の確保、避難者名簿の作成を含む						○																								
			避難所開設の周知・伝達	4-29	行動	対象地区住民への避難所開設の周知					○					△	△																				
				4-30	行動	土砂災害警戒区域住民への避難所開設の周知					○					△	△																				
				4-31	行動	対象地区の避難所開設の関係機関・報道機関への伝達	北海道防災情報システム～コモンズ連携により ※関係機関はできるだけ道防災情報システムに登録				○																											
				4-32	行動	土砂災害警戒区域の避難所開設の関係機関・報道機関への伝達	北海道防災情報システム～コモンズ連携により ※関係機関はできるだけ道防災情報システムに登録				○																											
			避難者の受入対応	4-33	行動	避難所避難者への情報の周知・伝達	周知・伝達事項があるかを本部へ確認の上			○			△																								
				4-34	行動	被災者の救護							○																								
			支援物資等の調達・提供	4-35	行動	救護物資の輸送							○																								
				4-36	行動	避難所用備品・食料・物資の確保・配付				○			○																								
				4-37	行動	医療品医療機関の確保							○																								
				4-38	行動	食糧・生活必需品・介護用品等の需要調査			△	△			○																								
				4-39	行動	食糧・生活必需品・介護用品等の手配・調達			△	△			○																								
		地域住民の安全確保対策	住民避難に関する情報の発令判断・指示	4-40	行動	対象地区住民への「避難準備・高齢者等避難開始」発令の判断	氾濫注意水位を超過しさらに水位上昇が予測される場合に判断	○																													
				4-41	情報	対象地区住民への「避難準備・高齢者等避難開始」発令の内部伝達・指示			●	▲	▲	▲	▲			▲	▲																				
				4-42	行動	土砂災害警戒区域の住民への「避難勧告」発令の判断	土砂災害警戒情報の発表により判断	○																													
				4-43	情報	土砂災害警戒区域の住民への「避難勧告」発令の内部伝達・指示			●	▲	▲	▲	▲			▲	▲																				
			住民への防災・避難等広報の準備・実施	4-44	行動	広報ルートの確認・確保	内水氾濫・道路冠水等の状況により判断				○																										
				4-45	行動	対象地区住民への「避難準備・高齢者等避難開始」の周知・広報	防災無線・エリアメール：総務部 広報車：広報部		◎	○	○																								○				
				4-46	行動	土砂災害警戒区域の住民へ「避難勧告」の周知・広報	防災無線・エリアメール：総務部 広報車：広報部		◎	○	○																								○				
				4-47	行動	SNS災害情報伝達システムによる避難情報の広報	(※今後実施の予定) 避難準備・勧告・指示・解除等について				○																											
				4-48	行動	町内会長・防災マスターへの情報提供FAX				○																											
			関係機関・報道機関への避難等情報の伝達	4-49	情報	「避難準備・高齢者等避難開始」発令の伝達	北海道防災情報システム～コモンズ連携により ※関係機関はできるだけ道防災情報システムに登録		●			▲				▲	▲	▲	▲				▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
				4-50	情報	「避難勧告」発令の伝達	北海道防災情報システム～コモンズ連携により ※関係機関はできるだけ道防災情報システムに登録		●			▲				▲	▲	▲	▲				▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
			要配慮者避難の準備・実施	4-51	行動	小中学校の休校等の判断・対応	学校等との調整、保育所・児童クラブの開設を含む 避難情報の発令により児童生徒の帰宅・避難対応			△			○																									
				4-52	行動	要配慮者利用施設への避難に関する情報の伝達							○	△	△																							
				4-53	行動	要支援者の所在等の確認	氾濫注意水位の超過により実施		◎				○	△	△	△	△																				
				4-54	行動	要配慮者の避難誘導				△			○		○																			△				
				4-55	行動	要配慮者の避難所・病院への移送	本部と協議の上			△			○																					△				
				4-56	行動	在宅の要支援者の避難状況の確認	自治体町内会等を通じて確認を行う			△			○		△																							
				4-57	行動	町内会に対する要支援者の避難状況の確認							○		△																							

■鵡川むかわ町水害タイムライン試行版（詳細表） 2019.3

【役割記号の凡例】

行動項目
- ◎ 行動の実施を判断し他機関(部署)に指示を出す機関(部署)
- ○ 行動を実施する主体となる機関(部署)
- △ 主体機関と連携して防災行動を支援する機関(部署)

情報項目
- ● 情報を発信・提供する(情報提供元)機関(部署)
- ▲ 情報を受信・受領する(情報提供先)機関(部署)

状況・気象・河川情報 むかわ町意思決定	目安時間	行動目標	行動項目	通し番号	行動細目	特記事項	むかわ町災害対策本部 本部長	統括部総括指揮班	総括部	広報部	情報収集・応急対策部	避難・救護対策部	社会福祉協議会	自治会町内会連合会	消防 鵡川支署	穂別支署	鵡川消防団	穂別消防団	鵡川土地改良区	鵡川農協	とまこまい広域農協	室蘭地方気象台	室蘭開発建設部 治水課	防災対策官	道路整備保全課	苫小牧河川事務所	苫小牧道路事務所	胆振総合振興局 地域創生部	室蘭建管治水課	室蘭建管維持管理課	室蘭建管苫小牧出張所	胆振東部森林管理署	苫小牧警察署	陸上自衛隊第7師団	NTT東日本	北海道電力
		減災行動・水防活動	減災行動・水防活動の準備・実施	4-58	行動：建設機械の出動要請						○																									
				4-59	行動：建設協会等への協力要請			○															○	○		○										
				4-60	行動：内水対応の判断・指示	総括指揮班→情報収集・応急対策部→建設協会等へ指示	◎	○			△																									
				4-61	行動：土のうの運搬・設置	設置は直轄河川以外の河川等			◎		○				○	○	△	△								△										
			関係機関・団体との連携調整	4-62	情報：水防活動の情報共有	むかわ町の活動状況		●							▲								▲			▲										
				4-63	情報：開発局に対する災害対策用機械の出動及び水防活動への協力要請	必要に応じて開発局に要請		●															▲	▲		▲										
				4-64	行動：災害対策用機械の派遣																		○	○		○										
			鵡川の河川管理活動	4-65	行動：鵡川の樋門操作の警戒体制																					○										
				4-66	行動：鵡川の樋門の操作	逆流時																				○										
				4-67	情報：鵡川の樋門開閉情報の伝達			▲															▲			●										
				4-68	行動：直轄河川における出水時巡視	異常現象発見時には町に報告																				○										
			道路・交通対策	4-69	行動：道路・橋梁のパトロール（町以外の関係機関）																				△		○				○		○			
				4-70	行動：冠水道路の通行止めの対応						○																○				○		△			
				4-71	行動：道路通行止めに関する情報の関係機関への情報共有	※関係機関への周知方法は町で継続検討中		○			○																									
				4-72	行動：住民の孤立化への対応			◎			△	○			○	○	○	○														○	△			
				4-73	情報：国道通行止めの伝達	状況に応じて実施・Faxを活用		▲			▲				▲	▲								▲	●		▲	▲		▲	▲	▲	▲			▲
				4-74	情報：道道通行止めの伝達	状況に応じて実施・Faxを活用		▲			▲				▲	▲								▲	▲		▲	▲	▲	▲	●	▲	▲		▲	▲
				4-75	情報：町道通行止めの伝達	状況に応じて実施・Telを活用		▲			●				▲	▲								▲	▲			▲			▲	▲				
				4-76	行動：交通規制等道路交通情報の収集	自衛隊は状況により実施		○			○				○	○	△	△						○	○		○	○	○	○	○	△		○	○	○
				4-77	行動：住民等への道路・交通情報の周知・誘導	必要に応じて随時実施 規制箇所の現地にて住民に周知・誘導を行う					○																									
				4-78	行動：報道機関への道路交通情報の伝達	必要に応じて随時実施				○																										

■鵡川むかわ町水害タイムライン試行版（詳細表） 2019.3

【役割記号の凡例】

行動項目
- ◎ 行動の実施を判断し他機関(部署)に指示を出す機関(部署)
- ○ 行動を実施する主体となる機関(部署)
- △ 主体機関と連携して防災行動を支援する機関(部署)

情報項目
- ● 情報を発信・提供する(情報提供元)機関(部署)
- ▲ 情報を受信・受領する(情報提供先)機関(部署)

状況・気象・河川情報 むかわ町意思決定	目安時間	行動目標	行動項目	通し番号	行動細目	特記事項	むかわ町災害対策本部 本部長	統括部総括指揮班	総括部	広報部	情報収集・応急対策部	避難・救護対策部	社会福祉協議会	自治会町内会連合会	消防 鵡川支署	穂別支署	鵡川消防団	穂別消防団	鵡川土地改良区	鵡川農協	とまこまい広域農協	室蘭地方気象台	室蘭開発建設部 治水課	防災対策官	道路整備保全課	苫小牧河川事務所	苫小牧道路事務所	胆振総合振興局 地域創生部	室蘭建管治水課	室蘭建管維持管理課	室蘭建管苫小牧出張所	胆振東部森林管理署	苫小牧警察署	陸上自衛隊第7師団	NTT東日本	北海道電力
		ステージ5 切り替え																																		
開/気)氾濫警戒情報〔鵡川〕	-5h	ステージ移行判断	気象・水文情報の発表	5-①	情報：氾濫警戒情報〔鵡川〕の発表			▲														●	●	▲		▲		▲								
			気象・水文情報の収集・伝達	5-②	情報：水位予測計算の実施・情報提供			▲														▲	●	▲		▲										
			ステージ移行の判断・伝達	5-③	行動：ステージ5移行の判断		◎	○														△	△													
				5-④	情報：ステージ5移行の周知・伝達	メーリングリストにて一斉送信（自衛隊はTEL）	▲	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
		ステージ5																																		
■避難判断水位(鵡川)超過 ■氾濫危険水位(鵡川)超過 開/気)氾濫危険情報〔鵡川〕 町)避難勧告発令 町)避難指示(緊急)	-5h～0h	防災体制の構築	むかわ町の体制構築	5-1	行動：自衛隊派遣の受け入れ準備			○																												
			関係機関等との連携体制の構築	5-2	情報：自衛隊へ災害派遣要請の可能性についての伝達			●																			●							▲		
				5-3	行動：関係機関の防災体制の確認・集約			△																			○		△							
		防災情報の収集・伝達	ホットラインの実施	5-4	行動：ホットライン（河川事務所長・町長）	避難判断水位5.30m超過により	○																△		○											
				5-5	行動：ホットライン（河川事務所長・町長）	氾濫危険水位5.60m超過により	○																△		○											
			気象・水文情報の収集・伝達	5-6	行動：気象・水文情報の収集	気象庁危険度分布、川の防災情報等を確認			○	○					○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
				5-7	行動：気象台・室蘭開建への気象・水位予測等の問合せ	開発局より6時間水位予測あり		○															△	△												
				5-8	情報：町防災担当者への解説・助言	必要に応じ気象台～町防災担当者へ電話連絡		▲														●														
				5-9	行動：建設協会等への気象・水文情報の伝達						○																									
		町内状況の収集・伝達	現地パトロールの準備・実施・報告	5-10	行動：現地パトロール	農業分野、道路・橋梁、直轄河川以外の河川等、急傾斜地等崩壊危険区域、ダムの状況（必要に応じて）等		◎	○		○				○	○			○	○	○											○			
				5-11	情報：パトロール結果の報告			▲			●				●	●																				
				5-12	情報：被害等発見時の状況報告	町情報収集・応急対策部、消防支署、警察署→町総括指揮班へ 苫小牧道路事務所→室建本部道路整備保全課へ 建管苫小牧出張所→建管本部維持管理課へ		▲			●				●	●								▲		●			▲	●			●	▲			
				5-13	行動：パトロール班の被害状況による増員の判断			△			○																									
				5-14	情報：情報収集・応急対策部へ避難ルートの情報伝達					●	▲																									
				5-15	情報：関係機関への被災状況の伝達	リエゾンが派遣されていない場合に実施		●															▲				▲									
			地域・自治会等からの情報収集	5-16	行動：地域・自治会からの現地情報の収集				○					△																						
			住民通報・問合せの対応・報告	5-17	行動：住民通報の対応	情報の内容により他部に発信する			△	○	△																									
				5-18	行動：住民からの問合せへの対応	問合せの内容により他部に発信する			△	○																										
			報道機関の取材等の対応	5-19	行動：広報素材の作成・確認	本部との調整により実施		△		○																										
				5-20	行動：報道機関の取材等対応					○																										
		避難所の確保・対応	避難者の受入対応	5-21	行動：避難所避難者への情報の周知・伝達	周知・伝達事項があるかを本部へ確認			○			△																								
				5-22	行動：被災者の救護							○																								
			支援物資等の調達・提供	5-23	行動：救護物資の輸送							○																								
				5-24	行動：避難所用備品・食料・物資の確保・配付				○			○																								
				5-25	行動：医療品医療機関の確保							○																								
				5-26	行動：食糧・生活必需品・介護用品等の需要調査			△	△			○																								
				5-27	行動：食糧・生活必需品・介護用品等の手配・調達			△	△			○																								
		地域住民の安全確保対策	住民避難に関する情報の発令判断・指示	5-28	行動：対象地区住民への「避難勧告」発令の判断	避難判断水位超過により	○																												
				5-29	情報：対象地区住民への「避難勧告」発令の内部伝達・指示			●	▲	▲	▲	▲			▲	▲																				
				5-30	行動：全対象地区住民への「避難指示(緊急)」発令の判断	氾濫危険水位超過により	○																													
				5-31	情報：全対象地区住民への「避難指示(緊急)」発令の内部伝達・指示			●	▲	▲	▲	▲			▲	▲																				
			住民への防災・避難等広報の準備・実施	5-32	行動：土砂災害警戒区域の住民へ「避難勧告」の周知・広報	防災無線・エリアメール：総務部 広報車：広報部		◎	○	○																							○			
				5-33	行動：対象地区住民への「避難勧告」の周知・広報	防災無線・エリアメール：総務部 広報車：広報部		◎	○	○																										
				5-34	行動：全対象地区住民への「避難指示（緊急）」の周知・広報	防災無線・エリアメール：総務部 広報車：広報部		◎	○	○																										
				5-35	行動：SNS災害情報伝達システムによる避難情報の広報	(今後実施の予定) 避難準備・勧告・指示・解除等について				○																										
				5-36	行動：町内会長・防災マスターへの情報提供FAX				○																											
			関係機関・報道機関への避難等情報の伝達	5-37	情報：「避難勧告」発令の伝達	北海道防災情報システム～コモンズ連携により ※関係機関はできるだけ道防災情報システムに登録		●			▲				▲	▲	▲	▲				▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
				5-38	情報：「避難指示（緊急）」の伝達	北海道防災情報システム～コモンズ連携により ※関係機関はできるだけ道防災情報システムに登録		●			▲				▲	▲	▲	▲				▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
				5-39	行動：報道機関の問合せ対応			◎		○																										
			要配慮者避難の準備・実施	5-40	行動：要配慮者利用施設への避難に関する情報の伝達							○																								
				5-41	行動：要配慮者の避難誘導				△			○																					△			
				5-42	行動：要配慮者の避難所・病院への移送	本部と協議の上			△			○																					△			
				5-43	行動：在宅の要支援者の避難状況の確認				△			○																					△			
				5-44	行動：町内会に対する要支援者の避難状況の確認							○		△																						
		減災行動・水防活動	減災行動・水防活動の準備・実施	5-45	行動：建設機械の出動要請						○																									
				5-46	行動：建設協会への協力要請			△			○												○	○		○										
				5-47	行動：内水対応の判断・指示	総括指揮班→情報収集・応急対策部→建設協会等へ指示	◎	○			△																										
				5-48	行動：土のうの運搬・設置	設置は直轄河川以外の河川等			◎		○				○	○	△	△							△											
			関係機関・団体との連携調整	5-49	情報：水防活動の情報共有	むかわ町の活動状況		●							▲								▲		▲										
				5-50	情報：開発局に対する災害対策用機械の出動及び水防活動の協力要請			●															▲	▲	▲												
				5-51	行動：災害対策用機械の派遣	内水対策に伴う排水ポンプ車等																		○	○											
			鵡川の河川管理活動	5-52	行動：鵡川の樋門操作の警戒体制																				○											
				5-53	行動：鵡川の樋門の操作	逆流時																			○											
				5-54	情報：鵡川の樋門開閉情報の伝達			▲															▲		●											
				5-55	行動：直轄河川における出水時巡視	異常現象発見時には町に報告																			○											
			道路・交通対策	5-56	行動：道路・橋梁のパトロール（町以外の関係機関）																					○			○		○					
				5-57	行動：冠水道路の通行止めの対応						○															○										
				5-58	行動：道路通行止めに関する情報の関係機関への情報共有	※関係機関への周知方法は町で継続検討中		○			○																									
				5-59	行動：住民の孤立化への対応	状況により住民の救出を含む		◎			△	○			○	○	○	○														○	○			
				5-60	情報：国道通行止めの伝達	状況に応じて実施・Faxを活用		▲			▲				▲	▲								●		▲	▲		▲	▲	▲	▲				▲
				5-61	情報：道道通行止めの伝達	状況に応じて実施・Faxを活用		▲			▲				▲	▲							▲	▲		▲	▲		▲	●	▲	▲		▲	▲
				5-62	情報：町道通行止めの伝達	状況に応じて実施・Telを活用		▲			●				▲	▲							▲	▲			▲			▲	▲				
				5-63	行動：交通規制等道路交通情報の収集	自衛隊は状況により実施		○			○				○	○	△	△					○	○		○	○	○	○	○	△		○	○	○
				5-64	行動：住民等への道路・交通情報の周知・誘導	必要に応じて随時実施 町は規制箇所の現地にて住民に周知・誘導を行う					○																									
				5-65	行動：報道機関への道路交通情報の伝達	必要に応じて随時実施		○																											

■鵡川むかわ町水害タイムライン試行版（詳細表） 2019.3

【役割記号の凡例】

行動項目
- ◎ 行動の実施を判断し他機関(部署)に指示を出す機関(部署)
- ○ 行動を実施する主体となる機関(部署)
- △ 主体機関と連携して防災行動を支援する機関(部署)

情報項目
- ● 情報を発信・提供する(情報提供元)機関(部署)
- ▲ 情報を受信・受領する(情報提供先)機関(部署)

状況・気象・河川情報 むかわ町意思決定	目安時間	行動目標	行動項目	通し番号	行動細目	特記事項	むかわ町災害対策本部 本部長	統括部総括指揮班	総括部	広報部	情報収集・応急対策部	避難・救護対策部	社会福祉協議会	自治会町内会連合会	消防 鵡川支署	穂別支署	鵡川消防団	穂別消防団	鵡川土地改良区	鵡川農協	とまこまい広域農協	室蘭地方気象台	室蘭開発建設部 治水課	防災対策官	道路整備保全課	苫小牧河川事務所	苫小牧道路事務所	胆振総合振興局 地域創生部	室蘭建管治水課	室蘭建管維持管理課	室蘭建管苫小牧出張所	胆振東部森林管理署	苫小牧警察署	陸上自衛隊第7師団	NTT東日本	北海道電力
		緊急避難対応	住民避難完了状況の確認	5-66	行動：避難完了状況の確認	消防及び自治会町内会等を通じて確認を行う						○		△	△	△																				
			救助・救出活動	5-67	情報：消防への救助・救出の要請	要救助者がいる場合		●							▲	▲	▲	▲																		
				5-68	行動：消防による救助隊の出動			△							○	○	○	○																○		
				5-69	行動：安否不明者の捜索			○	○	○	○	○			○	○	○	○															○	○		
				5-70	行動：住民の救護			○				○			○	○	○	○															○			
			現場対応者の退避	5-71	行動：現場対応者への退避指示	総括指揮班→消防 応急対策部→建設協会	◎	○			△				△	△																				
				5-72	行動：現場対応者の退避	広報班が避難する場合の対応確認（班長）				○	○				○	○	○	○															○			
				5-73	情報：現場対応者の退避状況の確認・報告			▲		●	●				●	●	●	●															●			

■鵡川むかわ町水害タイムライン試行版（詳細表） 2019.3

【役割記号の凡例】

行動項目
- ◎ 行動の実施を判断し他機関(部署)に指示を出す機関(部署)
- ○ 行動を実施する主体となる機関(部署)
- △ 主体機関と連携して防災行動を支援する機関(部署)

情報項目
- ● 情報を発信・提供する(情報提供元)機関(部署)
- ▲ 情報を受信・受領する(情報提供先)機関(部署)

状況・気象・河川情報 むかわ町意思決定	目安時間	行動目標	行動項目	通し番号	行動細目	特記事項	むかわ町災害対策本部 本部長	統括部総括指揮班	総括部	広報部	情報収集・応急対策部	避難・救護対策部	社会福祉協議会	自治会町内会連合会	消防 鵡川支署	穂別支署	鵡川消防団	穂別消防団	鵡川土地改良区	鵡川農協	とまこまい広域農協	室蘭地方気象台	室蘭開発建設部 治水課	防災対策官	道路整備保全課	苫小牧河川事務所	苫小牧道路事務所	胆振総合振興局 地域創生部	室蘭建管治水課	室蘭建管維持管理課	室蘭建管苫小牧出張所	胆振東部森林管理署	苫小牧警察署	陸上自衛隊第7師団	NTT東日本	北海道電力
		ステージ6 切り替え																																		
■KP5.4右岸で堤防決壊 開/気）氾濫発生情報	0h	**ステージ移行判断**	気象・水文情報の発表	6-①	情報：氾濫発生情報の発表			▲														●	●	▲		▲		▲								
			ホットラインの実施	6-②	行動：ホットライン（河川事務所長・町長）	外水氾濫の発生により	○																△			○										
			ステージ移行の判断・伝達	6-③	行動：ステージ6移行の判断		◎	○														△	△													
				6-④	情報：ステージ6移行の周知・伝達	メーリングリストにて一斉送信 ただし、自衛隊は電話にて	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		ステージ6																																		
気）土砂災害警戒情報解除 気）大雨警報(浸水・土砂)解除 ■洪水による浸水範囲が最大	0h ～	**防災体制の構築**	むかわ町の体制構築	6-1	行動：自衛隊派遣の受け入れ準備			○																												
			関係機関等との連携体制の構築	6-2	行動：関係機関の防災体制の確認・集約			△																			○		△							
			連絡員・応援人員の調整・派遣	6-3	行動：自衛隊派遣要請の判断		○	△																												
				6-4	情報：自衛隊派遣要請の依頼		●	●																			▲									
				6-5	情報：自衛隊派遣要請																						●							▲		
				6-6	情報：陸上自衛隊ヘリへの空撮範囲の連絡			●																												
				6-7	情報：TEC-FORCEの派遣要請	開発局を通じて依頼		●																▲												
			災害救助法の適用準備	6-8	行動：ヘリポートの開設			△							○	○																			
				6-9	情報：北海道消防防災ヘリの派遣要請	救助・救出は消防、情報収集・物資輸送は町が要請		●							●	●																				
				6-10	情報：「ほっかいＪ」への空撮調査要請	救助活動は行わない																	●	●												
				6-11	行動：災害救助法の適用手続き			○																												
		防災情報の収集・伝達	気象・水文情報の収集・伝達	6-12	行動：情報収集　TV・ラジオ・ネット	随時			○																											
		町内状況の収集・伝達	地域被害状況の収集・伝達	6-13	行動：地域被害状況の報告			▲	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	▲	▲		▲	▲	●	▲	●	●	●	●	●		▲	
		避難場所の確保・対応	避難者の受入対応	6-14	情報：避難者の記録を本部に連絡							●																								
				6-15	情報：避難所における情報収集結果を本部へ連絡							●																								
				6-16	情報：避難所・救護対策部の現地派遣職員への情報提供	災害対策本部より						●																								
			避難者への支援物資等の調達・提供	6-17	行動：応急救援物資・食料の分配							○																								
		地域住民の安全確保対策	救助・救出活動	6-18	行動：孤立住民の救出							○																								
			住民への防災・避難等広報の準備・実施	6-19	情報：各警報解除による広報周知	避難所は除く				●																										
				6-20	情報：避難等解除時の広報周知					●																										
		応急・復旧対策	応急対応の要請・実施	6-21	行動：建設協会への協力要請	外水氾濫の発生により					○												○			○										
				6-22	行動：災害対策用機械（追加）派遣の要請	外水対策に伴う災害対策用機械	◎	○																▲												
				6-23	行動：氾濫等への応急対応（排水対策）										△	△	△	△					△			○										
				6-24	行動：氾濫等への応急対応（堤防）																		△			○										
				6-25	情報：応急対応状況の報告（排水対策）			▲	●	●	●	●			▲	▲							▲			●										
				6-26	情報：応急対応状況の報告（堤防）																		▲			●										
				6-27	情報：応急対応状況の伝達			▲	●	●	●	●			▲	▲							▲													
				6-28	行動：仮設トイレ（追加）の設置	下水道が使用不可となった場合に実施		○			△																									
				6-29	行動：復旧の見通しについての周知・広報	避難所・報道機関等へも含む		○															○													
			鵡川の河川管理活動	6-30	行動：樋門開閉状況の確認	水門等水位観測員が実施																														
				6-31	情報：樋門開閉情報の伝達			▲															▲			●										
				6-32	行動：河川管理施設の緊急点検																					○										
			道路・交通対策	6-33	行動：道路パトロール等による緊急点検						○														○		○									
				6-34	行動：交通規制等道路情報の収集			○			○													○	○		○			△	○	△	△		○	○
				6-35	行動：交通規制の判断と指示・伝達			○	△	△	○				△	△									○		○									
				6-36	行動：交通規制の判断と指示・伝達対応（交通整理・誘導）	危険個所外にて応急復旧完了まで継続					○														○		○										
				6-37	行動：危険個所への立ち入り禁止措置			○			○														○		○									
				6-38	行動：現場への代替え通行可能ルートの検討			△			△														○		○									
				6-39	行動：住民等への道路・交通情報の周知	必要に応じて随時実施				○																										
				6-40	情報：交通規制等道路情報の関係機関への伝達			●	▲			▲			▲	▲							●			▲										
			被害状況調査	6-41	行動：被害状況調査開始（町担当による）						○																									
				6-42	行動：建設協会への被害状況の把握・指示	洪水警報の解除により					○																									
			防疫対策	6-43	行動：被災地区及び被災者の防疫							○																								